

総務文教常任委員会委員長報告

去る、9月4日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下、審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和2年9月7日(月)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 岡村有正、中村洋子、大嶋達巳、保角美代、
黒澤健一、今関公美
- 4 審査結果

「議案第81号」第五次北本市総合振興計画の一部改定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案に対し、「前期基本計画を6年間に延期をして、後期基本計画が4年になることによる効果と課題について」質疑したところ、「計画期間を延長する効果としては、市民参画の機会を確保することができること、新型コロナウイルス感染症の拡大前後の地域社会、市民生活、経済機能の変化を調査して対策を検討することができること、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて打ち出される国や県の政策と連動した計画づくりができること等を挙げることができます。課題としては、前期基本計画で定めた成果指標を6年で達成することになりますので、5年間で達成する目標としての検証が難しくなることが考えられます」との答弁がありました。

次に、「今年度もすでに半年経っている中で、審議会はスケジュール的に間に合うのか、また、今後の審議会委員の変更や新型コロナ関連で専門的な知見を入れるのか」と質疑したところ、「議決いただけましたら、速やかに

新型コロナウイルスの市民生活状況の調査に着手し、その内容について、10月から11月にかけて庁内検討委員会、行政経営会議、策定審議会等を開催します。その後も令和3年4月から8月頃にかけて審議会を3回程度開催して成果指標の検討を行い、パブリックコメントを実施した上で、再度審議会等を開催し、令和3年第4回定例会には議案を上程したいと考えています。また、審議会委員は皆様の了承を得ていますので引き続き務めていただき、専門的な知見については健康づくり課等の意見を取り入れながら検討したいと考えています」との答弁がありました。

次に、「今回の変更に関しては市民参画ができなかったことが理由なのか、コロナ禍の状況でリモート会議等の対策を講じるなど計画策定に向けてどのような取組をして、その結果、なぜ期間を変更しなければならなかったのか」と質疑したところ、「審議会の開催を判断するにあたり、リモート会議も検討しましたが、すべての委員がそれに対応できる環境にあるか不明であること、また、通信機器のスペック等、難しい部分がありました。今後は、庁内におけるデジタル化の推進が加速していく中で、そういったものも検討していかなければならないと考えています」との答弁がありました。

次に、「従来、後期基本計画5年だったものを4年で行うことに際しての目標設定について」質疑したところ、「新型コロナウイルス感染症に関する市民意識調査等も勘案し、専門的な知見も入れた上で実効性のあるものを検討し、設定していきます」との答弁がありました。

次に、「後期基本計画の策定を1年延ばそうという結論に達したのはいつ頃か」と質疑したところ、「令和2年3月頃から新型コロナウイルス感染症が拡大し、令和2年4月7日には新型インフルエンザ等特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言がなされました。そのことにより、本市でも新型インフルエンザ等対策業務継続計画を発動し、市民生活や企業活動等に支障を与える業務は最優先に、それ以外のものは休止、中断

としました。そのような中で、会議開催は難しいところがありましたので、具体的には6月4日に行いました行政経営会議において、前期基本計画の期間延長を決定しました」との答弁がありました。

次に、「総合振興計画そのものを11年にするという議論はあったのか」と質疑したところ、「基本構想は、まちづくりの普遍的なガイドラインとして設定していますので、相当大きな社会構造のパラダイムシフトが起きない限り、目指すまちの方向性と現状の間に大きな乖離は発生しないものと考えています。しかし10年というのは相当の期間であり、その程度での基本構想の見直しは必要と考えていますので、このたびは11年にはせずに10年のまま、後期基本計画の期間を4年にしました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和2年9月29日

総務文教常任委員会
委員長 今 関 公 美

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様